

# 指定給水装置工事事業者 新規指定・変更要領

## < 目 次 >

### 指定給水装置工事事業者

- ◇ 指定給水装置工業事業者について
  - 1 指定給水装置工事事業者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - 2 手続窓口・問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◇ 新規申請・変更等提出書類等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 新規指定の手続き

- ◇ 指定の申請
  - 1 指定の申請をするときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 2 申請事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 3 指定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 4 指定手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 5 申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 6 提出書類等に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - \* 届出書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 指定後の手続き

- ◇ 主任技術者の選任または解任・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - \* 届出書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ◇ 指定事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - 1 事業所の名称および所在地の変更（事業所の新設や閉鎖を含む）・・・・・・ 16
  - 2 （本店の）氏名または名称の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - 3 （本店の）住所の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - 4 法人の代表者の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - 5 法人の役員の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - \* 届出書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ◇ 廃止、休止または再開
  - 1 廃止、休止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - 2 再開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - \* 届出書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ◇ 指定給水装置工事事業者証の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - \* 申請書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ◇ 指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

行田市

令和3年10月

## 指定給水装置工事事業者について

### 1 指定給水装置工事事業者とは

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者（行田市）から給水区域内において給水装置工事を適正に施工することができることと認められ、その指定を受けた者をいいます。

水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事を行おうとする場合は、軽微な変更（水栓・パッキン等の取替等）を除いては水道事業者へ申請し、指定を受けたうえで工事を行わなければなりません（水道法第16条の2）。

また、指定給水装置工事事業者は安全な水を安定供給するための給水装置工事等を施行しますので、その責務は極めて重大です。したがって、水道法・水道法施行令・水道法施行規則・その他関係省令・行田市水道事業給水条例・行田市水道事業給水条例施行規程・行田市指定給水装置工事事業者規程を熟知し、これらの規程に基づく水道事業者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければなりません。

### 2 手続窓口・問い合わせ先

住 所： 埼玉県行田市大字前谷1-1

担 当： 行田市都市整備部水道課業務担当

電 話： 048-553-0131

受付曜日： 月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日・年末年始の休日を除く）

受付時間： 8:30～12:00、13:00～17:15

※ 郵送、ファクス等では受付できませんので、水道課までお越しく下さい。

## 新規申請・変更等提出書類等一覧表

	提出書類等	申請区分												廃止 ・ 休止 ・ 再開	再交付
		新規申請		主任 技術者 の 選任 解任	法人					個人					
		法人	個人		(本店) 氏名 又は 名称	(本店) 住所	事業所 の名称 及び 所在地	代 表 者	役 員	(本店) 氏名又 は名称	(本店) 住所	事業所 の名称 及び 所在地			
1	「指定給水装置工事事業者 指定申請書(表・裏)」	○	○												
2	「機械器具調書」	○	○												
3	「誓約書」	○	○		○				○	○					
4	「定款(財団法人の場合は 寄附行為)」の写し	○			○	○			○						
5	「登記簿謄本(登記事項証 明書)」	○			○	○	○	○	○						
6	「住民票」の写し		○								○	○	○		
7	給水装置工事主任技術者 の「免状」または「技術者証」 の写し	○	○	○ (選任)			○ (新設) (閉鎖)						○ (新設) (閉鎖)		
8	「他市町村発行の指定給水 装置工事事業者証」の写し	○	○												
9	営業所の案内図(住宅地図 等)、平面図及び写真	○	○			○	○				○	○			
10	「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」			○			○ (新設) (閉鎖)						○ (新設) (閉鎖)		
11	「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書」				○	○	○	○	○	○	○	○			
12	「指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書」												○		
13	行田市が交付した「指定給 水装置工事事業者証」の返 納・提出				○	○	○	○	○	○	○	○	○ (廃止) (休止)	○ (汚損)	
14	「指定給水装置工事事業者 再交付申請書」													○	

## 指定の申請

### 1 指定の申請をするときは

- ・ 指定の基準に適合していれば、指定を受けることができます。
- ・ 住所及び事業所の所在地が給水区域内にない場合でも、指定を受けることができます。
- ・ 指定の申請は随時受け付けています。
- ・ 5年ごとに、更新が必要です。

### 2 申請事項

新規に指定の申請をするときは、次の事項を記載した申請書の提出が必要となります。

- ① (本店の) 氏名又は名称、住所
- ② (本店が) 法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 行田市の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の名称及び所在地(本店も事業を行う場合は本店も含む)
- ④ それぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ⑤ 機械器具の名称、性能及び数
- ⑥ 事業の範囲
- ⑦ 法人にあっては、役員の氏名(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)

### 3 指定の基準

次の全ての基準に適合していることが、指定給水装置工事事業者の指定に係る要件となります。

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること
  - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ロ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ハ 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ホ 法人であって、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

## 4 指定手続きの流れ

### (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書の提出

申請に必要な書類（「5 申請に必要な書類」参照）を揃え、水道課窓口へ提出してください。



※申請書の提出から3～4週間程度

### (2) 指定給水装置工事事業者の指定

指定の基準に適合しているか審査し、適合していると認められた場合に指定をします。指定後、新規指定通知として事務所へ電話でご連絡いたします。



### (3) 告示

指定をした場合は、公告により一般に周知します。



### (4) 指定手数料の納付

指定手数料 20,000円を水道課窓口にて納入してください。



### (5) 指定給水装置工事事業者証の交付

指定手数料の納付を確認できましたら行田市指定給水装置事業者証を交付いたします。



※指定を受けた日から2週間以内

### (6) 給水装置工事主任技術者の選任

指定後2週間以内に、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（p13「主任技術者の選任または解任」参照）を提出してください。

## 5 申請に必要な書類

### (1) 法人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏）」
- ・ 「機械器具調書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 「定款（財団法人の場合は寄附行為）」の写し
- ・ 「登記簿謄本」（登記事項証明書）
- ・ 給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」のコピー
- ・ 「他市町村発行の指定給水装置工事事業者証」のコピー
- ・ 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真

### (2) 個人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏）」
- ・ 「機械器具調書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 「住民票」の写し
- ・ 給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」のコピー
- ・ 「他市町村発行の指定給水装置工事事業者証」のコピー
- ・ 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真

## 6 提出書類等に係る留意事項

### ① 「指定給水装置工事事業者指定申請書（表面・裏面）」 【P. 8～9「記載例」参照】

- ・ 申請者の名称、住所の標記は「登記簿謄本（登記事項証明書）」の記載どおりに記入してください。
- ・ 法人にあつては「登記簿謄本（登記事項証明書）」上の役員を全員記入してください。個人にあつては「代表者」を記入してください。
- ・ 役員の氏名欄には、役職がある場合は役職も記入してください。
- ・ 事業の範囲には、法人にあつては登記簿謄本（登記事項証明書）の「目的」を全項目記入してください。項目が多く記入し切れない場合は「別紙のとおり」にて対応してください。個人にあつては、その事業目的を記入してください。
- ・ 裏面には、行田市の給水区域内において給水装置工事を行う、事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術

者の氏名及び免状の交付番号を記入してください。また、行田市の給水区域内にふたつ以上の事業所を設置し、申請する場合はその事業所すべてを記入してください。給水装置工事主任技術者は事業所ごとに選任してください。

- ・ 選任にあたって、一つの事業所の給水装置工事主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければなりません（兼任の原則禁止）。ただし、事業所を兼任しても、工事に係る技術上の管理及び工事従事者の指導監督並びに給水装置の構造材質に係る適合確認、その他立ち合い等、その職務を行うにあたって特に支障がないと認められるときは、複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を同時に選任してもかまいません。また、一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。
- ・ 法人の場合で、本社（本店）と行田市内で営業する支社（支店）が分かれている場合、申請者の住所、氏名等の記載に当たっては、本社（本店）の住所および代表者の方の氏名を記載してください。
- ・ 事業所として登録したい所在地を、法人においては登記事項証明書（登記簿謄本）に登記していない所在地に、個人においては住民票の住所欄に記載されていない所在地に登録する場合は、公共料金の領収書の写し等「その事業所の所在地」を証明できる書類を添付してください。

## ② 「機械器具調書」 【P. 10 「記載例」参照】

- ・ 機械器具（各種別ごと）の写真的提出をお願いします。
- ・ 4種類の機械器具ごとに分けて記入してください。また、メーカー、型式番号、対応口径、個数等まで詳しく記入してください。

## ③ 「誓約書」 【P. 11 「記入例」参照】

- ・ 法人の場合で、本社（本店）と行田市内で営業する支社（支店）が分かれている場合、申請者の住所、氏名等の記載に当たっては、本社（本店）の住所および代表者の方の氏名を記載してください。

## ④ 「定款」（財団法人の場合は寄附行為）の写し

- ・ 直近のものを添付してください。
- ・ 写しには証明として、

原本の写しに相違ないことを証明します。 〇〇年〇〇月〇〇日 (会社名) (役職名) (氏名)
---

と記入してください。

⑤ 「登記事項証明書（登記簿謄本）」

- ・ 発行日から3ヶ月以内のもの（原本）を添付してください。

⑥ 「住民票」の写し

- ・ 発行日から3ヶ月以内のもの（原本）を添付してください。
- ・ 本籍を省略したものを提出してください。

⑦ 給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」のコピー

- ・ A4サイズに縮小してください。

⑧ 「他市町村発行の指定給水装置工事事業者証」のコピー 【P. 12「記載例」参照】

- ・ A4サイズに縮小してください。
- ・ 事業所の所在地のものを添付してください。
- ・ 他市町村ですでに指定を受けている場合は「給水装置工事事業者の指定を受けている他市町村一覧表」を添付してください。その際、一覧表には埼玉県内で指定を受けている市町村を優先に記入してください。他市町村の水道事業体で指定を全く受けていない場合は添付の必要はありません。
- ・ 事業者証のコピーは一覧表の中から3市町村分程度添付してください。

⑨ 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真

- ・ A4サイズで提出してください。
- ・ 写真は営業所の看板、外観及び室内の様子が分かるものを提出してください。
- ・ 資材置き場等が営業所と別の場所にある場合は、案内図・平面図・写真を場所ごとに提出してください。



# 記 載 例

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

行田市水道事業  
行田市長

年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ギョウダスイドウ 行田水道 株式会社  
住所 埼玉県行田市前谷 1-1  
代表者氏名 代表取締役 行田 太郎

\* 名称、住所の標記は登記簿謄本（登記事項証明書）の記載どおりに記入してください。  
\* 個人の場合、代表者氏名欄には「行田 太郎」と記入

048-553-0131  
048-553-0137  
給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同  
申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに順ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
<p>（法人の場合）</p> <p>代表取締役 <small>ギョウダ タロウ</small> 行田 太郎</p> <p>取締役 <small>ギョウダ イチロウ</small> 行田 一郎</p> <p>監査役 <small>ギョウダ ハナエ</small> 行田 花江</p>	<p>（個人の場合）</p> <p>代表者 <small>ギョウダ タロウ</small> 行田 太郎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法人の場合、登記簿上の役員を全員記入。 個人の場合、代表者を記入。</p> </div>
事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排水衛生設備工事業</li> <li>・ 冷暖房設備工事 ←</li> <li>・ 土木建設工事の請負</li> </ul>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

\* 法人にあつては、登記簿謄本における「目的」に記載されている事業内容を全て記入。項目が多く記入し切れない場合は、「別紙のとおり」にて対応。  
\* 個人にあつては、事業目的を記入。

(裏面)

行田市の給水区域内で実際に工事を行う全ての事業所(本店を含む)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	行田水道株式会社
上記事業所の所在地	行田市前谷1-1 Tel 048-553-0131 Fax 048-553-0137
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>ギョウダ イチロウ 行田 一郎</p> <p>↑</p> <p>選任予定者</p>	第12345号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	行田水道株式会社 本丸支店
上記事業所の所在地	行田市本丸2-5 Tel 048-556-1111 Fax 048-554-0199
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>ホンマル サブロウ 本丸 三郎</p> <p>ギョウダ シロウ 行田 四郎</p> <p>↑</p> <p>2人以上選任してもよい</p>	第23456号  第34567号

事業所が多く記入し切れない場合は、様式を適宜追加してください。

別 表

記 載 例

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	手動式	2	
	カッター	〇〇型	1	
	その他の管の切 断 用機械器具		1	
管の加工用の 機械器具	やすり		3	
	旋盤		1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ		1	
	スパナ		2	
水圧テストポン プ	〇〇〇式手動式	〇〇型	1	
↑ 4種、各1台 以上ずつ				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

# 記 載 例

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称 行田水道 株式会社

住所 埼玉県行田市前谷1-1

代表者氏名 行田 太郎

行田市水道事業  
行田市長

## 記 載 例

給水装置工事事業者の指定を受けている他市町村一覧表

1	〇〇〇市 【指定番号】 第△△△号
2	△△△市 【指定番号】 第×××号
3	□□□市 【指定番号】 第▲▲▲号
4	***市 【指定番号】 第☆☆☆号
5	◎◎◎市 【指定番号】 第※※※号
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

## 主任技術者の選任または解任

指定を受けた後は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の中から給水装置工事主任技術者を選任し、届出をしてください。

また、給水装置工事主任技術者に異動（選任・解任）があった場合、指定事業者は必ず選任、解任の届出をしなければなりません。選任できない場合は、事業を休止するか廃止することになります。

- 1) 届出期日 ⇒ ① 新たに指定を受けたとき  
→ 指定を受けた日から2週間以内に選任し届出
- ② 給水装置工事主任技術者が欠けたとき  
→ 欠けた日から2週間以内に選任し届出
- ③ 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき  
→ 遅滞なく届出
- ④ 事業所を新設又は閉鎖したとき  
→ 変更（新設又は閉鎖）のあった日から30日以内に「事業所の名称又は所在地の変更」【P. 16参照】と併せて届出

- 2) 提出書類 ⇒ (1) 選任する場合
- ・ 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」
  - ・ 「給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」のコピー
- (2) 解任する場合
- ・ 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」

### 3) 提出書類等に係る留意事項

- ① 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 【P. 15「記載例」参照】
- ・ 事業所が2ヶ所以上の場合は、届出書を各事業所1枚ずつ提出してください。その際、届出者は本店となります。
  - ・ 選任にあたって、一つの事業所の給水装置工事主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければなりません（兼任の原則禁止）。ただし、事業所を兼任しても、工事に係る技術上の管理及び工事従事者の指導監督並びに給水装置の構造材質に係る適合確認、その他立ち合い等、その職務を行うにあたって特に支障がないと認められるときは、複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を同時に選任してもかまいません。また、一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。

- ② 給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」のコピー
- ・ A4サイズに縮小してください。

# 記載例

いずれか又は両方を二重取り消し線(=)で消してください。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

行田市水道事業  
行田市長

年 月 日

届出者 行田水道株式会社

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の届出をします。

選任  
~~解任~~

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	行田水道株式会社 本丸支店	
上記事務所で選任・解任をする給水装置工事主任技術者の氏名(フリガナ)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<p>(選任)</p> <p>ホンマル ゴロウ 本丸 五郎</p> <p>(解任)</p> <p>ギョウダ シロウ 行田 四郎</p>	<p>第45678号</p> <p>第34567号</p>	<p>○年○月○日</p> <p>○年○月○日</p>
<p>事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任している場合は、選任した者又は解任した者のみ届出</p>		<p>解任により給水装置工事主任技術者が欠けるときは、解任の日から2週間以内に選任</p>
<p>* 事業所が2ヶ所以上の場合、届出書を各事業所1枚ずつ提出してください。その際、届出者は本店となります。</p>		



## 指定事項の変更

### 1) 変更届出事項

次に掲げる事項に変更があった場合は、変更が生じた日から30日以内に水道課へ必ず届け出てください。

#### 【個人及び法人】

- ① 事業所の名称及び所在地（事業所の新設や閉鎖を含みます。）
- ② （本店の）氏名又は名称（法人で、(有)から(株)への組織変更又は合名・合資会社間の組織変更の場合を含みます。）
- ③ （本店の）住所
- ④ 選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

#### 【法人のみ】

- ⑤ 代表者の氏名
- ⑥ 役員の氏名（役員の増減を含みます。）

### 2) 届出にあたっての注意事項

- ・ 法人・個人を問わず、事業者の継承（個人の相続に係ること、個人から法人への組織化、法人相互の営業譲渡、合併に伴う新会社設立など）は一切できません。この場合には、「廃止」→「新規」の手続きをとっていただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 法人格の変更（「有限」→「株式」などの変更）は同一法人とみなしますので、「事業所の名称および所在地の変更」を行ってください。

### 3) 提出書類

#### 1 事業所の名称および所在地の変更（事業所の新設や閉鎖を含む）

##### （1）法人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「登記簿謄本（登記事項証明書）」
  - ⇒ 発行日から3ヶ月以内のもの（原本）を添付してください。なお、事業所として登録したい所在地が登記簿に登録の無い場合は、登記簿に代えて公共料金の領収書の写し等「その事業所の所在地」を証明できる書類を添付してください。
- ・ 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真
- ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納
- ・ （新設や閉鎖の場合）「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」

- ・（新設や閉鎖の場合）給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」のコピー

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

## (2) 個人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「住民票（本籍省略）」の写し
  - ⇒ 発行日から3ヶ月以内のもの（原本）を添付してください。なお、事業所として登録したい所在地が住民票に記載されている住所ではない場合は、公共料金の領収書の写し等「その事業所の所在地」を証明できる書類を添付してください。
- ・ 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真
- ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納
- ・（新設や閉鎖の場合）「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」
- ・（新設や閉鎖の場合）給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」のコピー

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

## 2 (本店の) 氏名または名称の変更

### (1) 法人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 「定款」（財団法人の場合は寄附行為）の写し（直近のものを添付してください。）
- ・ 「登記簿謄本」（登記事項証明書）（発行日から3ヶ月以内のもの（原本）を添付してください。）
- ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

### (2) 個人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「住民票（本籍省略）」の写し（発行日から3ヶ月以内のもの（原本）を添付してください。）
- ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

### 3 (本店の) 住所

#### (1) 法人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「定款」(財団法人の場合は寄附行為)の写し(直近のものを添付してください。)
- ・ 「登記簿謄本」(登記事項証明書)(発行日から3ヶ月以内のもの(原本)を添付してください。)
- ・ 営業所の案内図(住宅地図等)、平面図及び写真
- ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

#### (2) 個人の場合

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「住民票(本籍省略)」の写し(発行日から3ヶ月以内のもの(原本)を添付してください。)
- ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納
- ・ 営業所の案内図(住宅地図等)、平面図及び写真

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

### 4 法人の代表者の変更

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 「定款」(財団法人の場合は寄附行為)の写し(直近のものを添付してください。)
- ・ 「登記簿謄本」(登記事項証明書)(発行日から3ヶ月以内のもの(原本)を添付してください。)
- ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

### 5 法人の役員の変更

- ・ 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 「登記簿謄本」(登記事項証明書)(発行日から3ヶ月以内のもの(原本)を添付してください。)

※ 詳細に関しては、4) 提出書類等に係る注意事項を参考にしてください。

#### 4) 提出書類等に係る注意事項

- ① 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」 【P. 20～21「記載例」参照】
- ・ 届出者は本店となります。また、名称変更したときは変更後の名称等を記入してください。
- ② 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真
- ・ A4サイズで提出してください。
  - ・ 写真は営業所の看板、全体及び室内の様子が分かるものを提出してください。
- ③ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納・提出
- ④ 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 【P. 15「記載例」参照】
- ・ 事業所が2ヶ所以上の場合、届出書を各事業所1枚ずつ提出してください。その際、届出者は本店となります。
  - ・ 選任にあたって、一つの事業所の給水装置工事主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければなりません（兼任の原則禁止）。ただし、事業所を兼任しても、工事に係る技術上の管理及び工事従事者の指導監督並びに給水装置の構造材質に係る適合確認、その他立ち合い等、その職務を行うにあたって特に支障がないと認められるときは、複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を同時に選任してもかまいません。また、一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。
- ⑤ 「定款」（財団法人の場合は寄附行為）の写し
- ・ 直近のものを添付してください。
  - ・ 写しには証明として、
- 原本の写しに相違ないことを証明します。  
〇〇年〇〇月〇〇日  
(会社名)  
(役職名) (氏名)
- と記入してください。
- ⑤ 「誓約書」 【P. 11「記載例」参照】
- ・ 法人の場合で、本社（本店）と行田市内で営業する支社（支店）が分かっている場合、申請者の住所、氏名等の記載に当たっては、本社（本店）の住所および代表者の方の氏名を記載してください。

# 記 載 例 (その 1)

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

行田市水道事業  
行田市長

届出日 (変更から30日以内) を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

変更したときは、変更後の名称等

届出者 行田水道 株式会社

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ギョウダスイドウ 行田水道 株式会社	本店が届出	
住 所	埼玉県行田市前谷1-1		
フリガナ 代表者の氏名	ギョウダ タロウ 行田 太郎		登記年月日
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称変更	行田水道設備 株式会社	行田水道株式会社	〇年〇月〇日
住所変更	行田市本丸2-5 (048-556-1111)	行田市前谷1-1 (048-553-0131)	〇年〇月〇日
事業所の名称	行田水道株式会社 本丸営業所	行田水道株式会社 本丸支店	〇年〇月〇日
事業所の新設		行田市本丸2-5 (048-556-1111)	〇年〇月〇日
事業所の閉鎖	行田市前谷1-2 (048-553-0131)	閉鎖	〇年〇月〇日
給水装置工事 主任技術者の 交付番号	行田 一郎 第12345号	行田 一郎 第23456号	〇年〇月〇日

## 記 載 例 (その 2)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

行田市水道事業

行田市長

届出日 (変更から30日以内) を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 行田水道 株式会社

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>ギョウダスイドウ</small> 行田水道 株式会社 ← <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本店が届出</span>		
住所	埼玉県行田市前谷1-1		
フリガナ 代表者の氏名	<small>ギョウダ タロウ</small> 行田 太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更	行田 花子	行田 太郎	〇年〇月〇日
役員の氏名 (フリガナ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">全役員を記入</div>	代表取締役 行田 太郎 取締役 行田 一郎  行田 花子 (氏名変更)  本丸 二郎 (退任) 監査役 行田 花江	代表取締役 行田 太郎 取締役 行田 一郎  <small>ホンマル ハナゴ</small> 本丸 花子 (氏名変更)  <small>ホンマル シロウ</small> 本丸 四郎 (就任) 監査役 行田 花江	<div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">登記年月日</div> <div style="font-size: 2em;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">〇年〇月〇日</div> <div style="font-size: 2em;">↓</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     氏名変更・就任                      時にはフリガ                      ナを記入                 </div>

## 廃止、休止または再開

給水装置工事の事業を廃止、休止、再開したときは水道課に必ず届け出てください。

### 1 廃止、休止

事業を廃止した場合は（業務を縮小により給水装置工事を行わなくなった場合も含む）廃止の届出をしてください。また、指定の要件を満たせなくなったとき（指定から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任できない等）、事業を一時休止したとき等の場合には、事業の休止の届出をしてください。

いったん廃止の届出をすると、再び給水装置工事を行う場合は新たに指定の申請をすることになりますが、休止の場合は再開の届出を提出すれば再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事の事業を行うことができます。

＜廃止扱いになる場合、指定事項変更になる場合＞

指定を受けた後、組織を変更したり、他の会社と合併した場合など廃止届後改めて新規指定の申請をする場合と、指定事項変更として届け出る場合があります。

以下の表を参考に、必ず届出を行ってください。

個人	組織変更	個人→法人		廃止届・新規指定
	相 続	個人が死亡し、相続人等が事業を継続して行いたいとき		
法人	組織変更	有限会社→株式会社		指定事項変更届
		合名会社・合資会社間		
	合 併	指定工事店 A と指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併	A は指定事項変更、B は廃止届
			新会社 C を設立（新設合併）	A・B とともに廃止届、C が新規指定
合 併	A と指定工事店 B が合併	A が指定工事店 B を吸収合併	A は新規指定、B は廃止届	
		新会社 C 設立（新設合併）	B は廃止届、C が新規指定	

- 1) 提出書類等 ⇒ ・ 「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」  
 ・ 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納・提出

- 2) 期 日 ⇒ 事業を廃止又は休止した日から30日以内

### 3) 提出書類等に係る注意事項

#### ① 「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」 【P. 24「記載例」参照】

- ・ 届出者は本店となります。

#### ② 廃止届・新規指定の申請の時期

まず、新規指定申請を行い、指定を受けた後に廃止届を提出してください。

## 2 再開

休止後、事業を再開するときは、再開の届出をしてください。

1) 提出書類 ⇒ 「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」

2) 期 日 ⇒ 事業を再開した日から10日以内  
※届出受理後、事業者証を返還いたします。

### 3) 提出書類等に係る注意事項

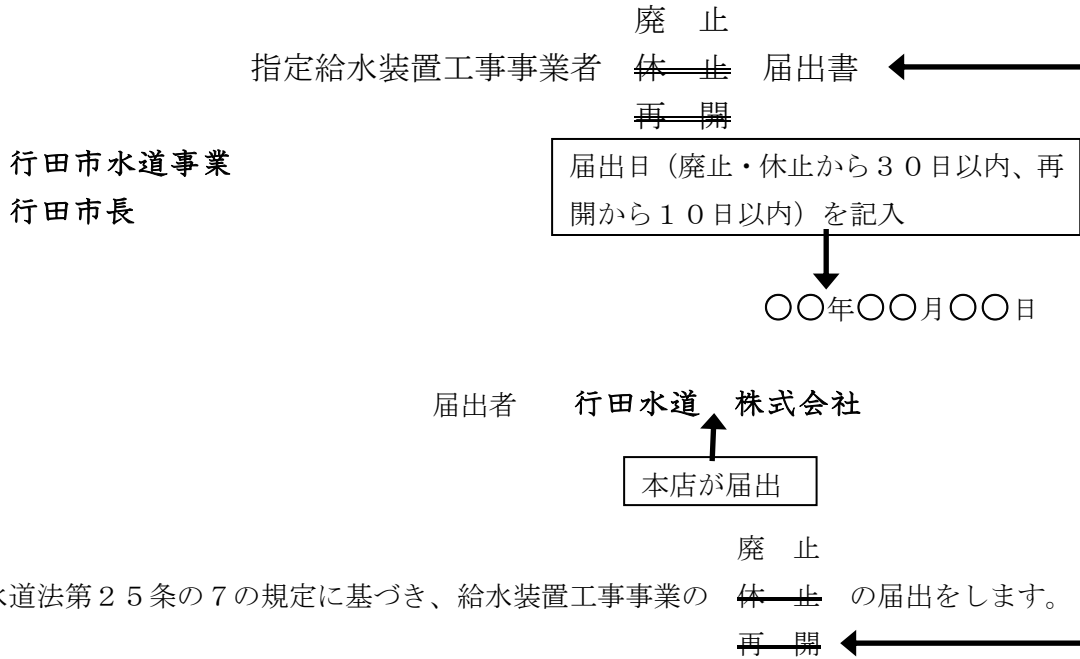
#### 「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」 【P. 24「記載例」参照】

- ・ 届出者は本店となります。



# 記載例

該当しない届出は二重取り消し線(=)で消してください。



フリガナ 氏名又は名称	ギョウダスイドウ 行田水道株式会社
住所	埼玉県行田市前谷1-1
フリガナ 代表者の氏名	ギョウダ タロウ 行田 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・休止・再開) の理由	〇 〇 〇 〇 のため <div data-bbox="786 1832 1417 2022" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;理由&gt; 業務縮小、営業廃止による事業所の閉鎖 給水装置工事主任技術者選任不可能 事業再開 等</p> </div>

## 指定給水装置工事事業者証の再交付

指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付の申請を行うことができます。

### 1) 提出書類等 ⇒ (1) 汚損したとき

- ・ 「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」
- ・ 汚損した『行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」』の返納

### (2) 紛失したとき

- ・ 「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」
- ※ 紛失した事業者証が後日発見された場合は、発見された旧事業者証は返納してください。

### 2) 提出書類等に係る注意事項

#### ① 「指定給水装置工事事業者再交付申請書」 【P. 26「記載例」参照】

- ・ 申請者の名称、住所の標記は「登記簿謄本（登記事項証明書）」の記載どおりに記入してください。

#### ② 行田市で交付した「指定給水装置工事事業者証」の返納・提出

# 記載例

## 指定給水装置工事事業者証再交付申請書

行田市水道事業  
行田市長

届出日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称	行田水道 株式会社
住所	埼玉県行田市前谷1-1
代表者氏名	代表取締役 行田 太郎
TEL	048-553-0131 048-553-0137

- \*名称、住所の標記は登記簿謄本（登記事項証明書）の記載どおりに記入してください。
- \*個人の場合、代表者氏名欄には「行田 太郎」と記入

指定給水装置工事事業者証を <sup>汚損</sup> したので、行田市指定給水装置工事事業者規程第  
紛失 4条第4項の規定により再交付を申請します。

いずれかを二重取り消し線(=)で消してください。

## 指定の取消し

指定給水装置工事事業者が次の①～⑫のいずれかに該当するときは、指定を取り消す場合があります。指定を取り消された場合は、2年を経過しなければ再び指定を受けることができません。

また、取り消された際はただちに事業者証を返還していただきます。

### (指定の基準について)

- ① 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置いていないとき
- ② 定められた機械・器具を有しないとき
- ③ 指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当する者であるとき
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ロ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ハ 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ホ 法人であって、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

### (給水装置工事主任技術者について)

- ④ 事務所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- ⑤ 選任・解任の届出を遅滞なく届け出なかったとき

### (変更等の届出について)

- ⑥ 指定事項変更、廃止・休止・再開の届出をせず、又は期限内に届出をしないとき
- ⑦ 変更等について虚偽の届出をしたとき

### (事業の運営について)

- ⑧ 水道法第25条の8、水道法施行規則第36条に定める「給水装置工事の事業の運営に関する基準」に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき

### (検査の立会いについて)

- ⑨ 行田市が給水装置の検査を行う際、当該給水装置工事を施行した給水装置工事事業者に対し、施行した事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めた場合に、正当な理由なくこれに応じないとき

### (報告又は資料の提出について)

- ⑩ 行田市が指定給水装置工事事業者に対し、給水区域内で施行した給水装置工事に関

し必要な報告又は資料の提出を求めた場合に、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

(その他)

- ⑪ 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき
- ⑫ 不正の手段により指定を受けたとき